	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通 理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	年度当初に基本計画を教員会議において周知した	全教職員への理解促進のた め、学内共有サイトへの掲載 により日常的に閲覧できる体 制を整備した	R6.10実施済み
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例につ いて情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	5月8日、6月12日、11月10日、1月19日、3月15 日、3月27日の年6回開催した。	引き続き定期的に開催	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画 し、実施している。	3月22日に大講義室において、池坊短期大学学長 桶谷守氏を講師に招き教職員対象の講習会を行った。	引き続き定期的に開催	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が 行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	年度当初に基本計画を教員会議において周知した	定期的な周知を行い、いじめ 対策委員会の存在意義を定着 させる	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	年度当初に基本計画を教員会議において周知した	本校HPにおいても共有してい る	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	基本計画に明記している。	いじめに限らず、学生の様子 が気になった場合は、学生相 談室への情報提供や学生主事 団への情報共有を呼びかけて いる。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。		本年度は、2回の全校説明会 内で重大事態の定義について 説明を行った。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになってい る	できている。	引き続き、日常的な情報共有 を行う	
9	令和4年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事 案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映して いるか	反映している。	基本計画、プログラム、マ ニュアルについて再検討す る。	R7.3改正予定
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年 4 回以上)実施するとともに、そ の内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	昨年度は学生向けに年3回実施している。	本年度は4回実施予定である。 いじめ防止等対策委員会で情 報共有を行っている。	R6.10実施済
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラーには、必要に応じて、委員 会に参加いただくことになっている。	本年度にいじめ防止等対策委員会の規則改正を行う予定であり、委員会の構成員の一人とする予定である	R7.3改正予定
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、 実施している。	4月20日 (3年生対象) 、5月31日 (4年生対象) 、7月20日 (2年生対象) 、10月12日 (1年生対象) の講演会を実施した。 事前に講演を録画したものを学年ごとに視聴してもらった。	引き続き全学生を対象に研修 を実施する。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	講演会の中で実施している。	全学生に配付している「STOP いじめハラスメット」という冊子の 中でも周知すると共にいじめ アンケートの質問項目でいじ めの例を示している	
14	学生自らが、いじめ問題が主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	講演会を実施している。	来年度は「いじめ防止週間」 を学事日程に組み込んだ。い じめ防止の標語を学生に募集 する	R7.2実施予定
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面 やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPや入学式後に行われる学生主事講話、学生相談 室長講話の中で周知している。	引き続き周知を行っていく	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	保護者に連絡をしていないケースがあった。	学級担任と連携し、被害者、 加害者及びその保護者に対 し、学内対応方針を伝えた。	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画 の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部有識者会議では、基本計画の内容を説明しな かった	外部有識者会議でいじめ防止 等基本計画の内容について説 明する機会を設ける仕組みを 作る	R7.3改正予定
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携 して対応する体制ができている。	昨年度において、警察に連絡が必要ないじめは発 生しなかった。	最寄りの警察署署長に講演し ていただいた際に、連携をお 願いした。	R6.7実施済み